

一般社団法人歯科基礎医学会
役員選出に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第17条及び役員選出に関する規程（以下「規程」という）で定められた役員の選出方法について必要な事項を定める。

(次期理事候補者の構成)

第2条 規程第4条に定める次期第1理事候補者は、代議員選出に関する内規第2条で定める各分野（以下「各分野」という）より3名以内を次期代議員候補者による投票で選出する。

2 副理事長は、次期第2理事候補者を以下の事項に基づいて推薦する。

- (1) 別表に定める大学より各1名以上が理事に選任されること
- (2) 次期第1理事候補者数を上回らないこと
- (3) 各分野からの理事の数に偏りが生じないこと

(次期常任理事の構成)

第3条 副理事長は、次期常任理事候補者を以下の事項に基づいて推薦する。

- (1) 各分野からの常任理事の数に偏りが生じないこと

(役員任期満了前の退任)

第4条 役員は以下のひとつに該当する場合、退任となる。

- (1) 定款第21条により解任となったとき
- (2) 役員本人が辞任を申し出たとき
- (3) 代議員資格を失ったとき

(補欠理事候補者の選出)

第5条 理事の退任等に伴い、定款に定める理事の定数を満たさなくなった場合、退任した理事が属する各分野において当該第1理事が選出された際の次点者を補欠理事候補者とする。

(補欠副理事長候補者の選出)

第6条 副理事長がその任期中に退任等をした場合には、後任者（補欠副理事長候補者）を規程第7条に従い選出する。但し、次期第1理事候補者とあるのは、第1理事と読み替える。

(補欠常任理事候補者等の選出)

第7条 常任理事の退任等に伴い、規程第8条に定める定数を満たさなくなった場合、後任者（補欠常任理事候補者）を定款第17条に従い選出する。

2 理事長が常任理事の増員を必要と判断した場合、その増員者は規程第8条の定数内で定款第17条に従い選出する。

(補欠監事候補者の選出)

第8条 監事の退任等に伴い、定款に定める監事の定数を満たさなくなった場合、当該監事が選出された際の次点者を補欠監事候補者とする。次点者がいない場合は理事長が候補者を推薦し、社員総会にて選任する。

(内規の改廃)

第9条 本内規の改廃は、理事会において決定する。

附 則

1. 本内規は、一般社団法人歯科基礎医学会が設立登記された日より施行する。
2. 本内規は、令和元年10月14日に一部改正し、同日から施行する。

別表

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 北海道大学 | 16 新潟大学 |
| 2 北海道医療大学 | 17 日本歯科大学新潟生命歯学部 |
| 3 岩手医科大学 | 18 愛知学院大学 |
| 4 東北大学 | 19 朝日大学 |
| 5 奥羽大学 | 20 大阪大学 |
| 6 東京歯科大学 | 21 大阪歯科大学 |
| 7 日本大学松戸歯学部 | 22 岡山大学 |
| 8 明海大学 | 23 広島大学 |
| 9 東京科学大学 | 24 徳島大学 |
| 10 日本歯科大学 | 25 九州大学 |
| 11 日本大学 | 26 九州歯科大学 |
| 12 昭和医科大学 | 27 福岡歯科大学 |
| 13 鶴見大学 | 28 長崎大学 |
| 14 神奈川歯科大学 | 29 鹿児島大学 |
| 15 松本歯科大学 | |